

臨床研修制度

第8回法曹養成制度検討会議

平成25年1月30日

有識者委員 国分正一

1. インターン制度：1946年～1968年の実地修練制度（1年間）、終了後に医師国家試験
 - ①身分＝学生・医師のいずれでもなし、研修＝プログラムなし、生活＝無給
 - ②昭和30年（1955）代後半から、身分・研修・生活の改善を要求するインターン運動が高まる→しばしば、対比として給費制の司法修習が挙げられた
 - ③1967年、制度完全廃止を叫ぶ医師国家試験阻止闘争
 - ④1968年、制度廃止、卒直後に医師国家試験、2年以上の臨床研修（努力規定）
2. 新臨床研修制度：平成12年医師法等の一部改正により、平成16年（2004）4月1日にスタート、研修期間2年間とする。
2. 基本3原則（平成12年11月の第150回国会参議院国民福祉委員会附帯決議）
 - ①医師としての人格を涵養
 - ②プライマリ・ケアへの理解を深め患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得
 - ③アルバイトせずに研修に専念できる環境を整備そのために、「指導体制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努めること」
3. 研修医に許容される医療行為：原則制限なし（但し、適切な指導体制の下）
4. 研修医マッチング
 - ①研修医マッチング（組み合わせ決定）：医師免許を得て臨床研修を受けようとする者（研修希望者）と臨床研修を行う病院（研修病院）の研修プログラムとを、**研修希望者及び研修病院の希望**を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組み合わせを決定するシステム
 - ②**医師臨床研修マッチング協議会**：日本医師会、医療研修推進財団、全国医学部長病院長会議と臨床研修協議会の4団体から構成され、事務局を医療研修推進財団に置く
 - ③研修医数の1.3倍の募集
5. 臨床研修は労働か：平成10年（1998）の関西医科大学研修医過労死事件に関わる2つの裁判において、
 - ①平成16年（2004）7月 大阪高裁判断「研修医は労働者」
 - ②平成17年（2005）6月 最高裁判断「研修医は、教育的な側面があるとはいえ、病院の開設者のために患者の医療行為に従事することもあり、**労働基準法に定める労働者**にあたる。」

6. 研修医の労働・研修時間（労働基準法）

宿・日直:宿直 1 回/週、日直 1 回/月程度を限度

7. 研修医受入れに対する補助金：

- ①補助金＝臨床研修費補助金＋医療施設等・施設整備費補助金＋医療施設等・設備整備費補助金
臨床研修費補助金 131 億 9800 万円
- ②厚生労働省から 171 億円、文部科学省から 34 億円（平成 16 年度予算）
- ③国から経費込みで一人当たり月 10 数万円程度

8. 給与（労働への対価？）

- ①厚生労働省の 2010 年度調査：研修病院 1,038 施設を対象（第 7 回会議配布資料 2－13 頁）
- ②国公立大学病院：30 万円程度
- 私立大学病院：20～25 万円程度
- 都内の有名病院：25 万円程度
- 地方病院：35 万円以上の病院あり

9. 修了状況：研修開始 18～21 年度の研修生 30,656 人中、未修了者 303 名（1.0%）

| | |
|--------------|------------|
| 研修実施期間不足 | 251 名（83%） |
| 目標の達成度の不足 | 22 名（7%） |
| 臨床医としての適性に問題 | 30 名（10%） |